

# 飲食店営業の決まり事①

## お客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業

- お客に接待し、客に遊興又は飲食させる営業は住所地を管轄する公安委員会から**風俗営業許可**を受けなければなりません。  
※営業できない地域や細かな規定があります。



接待とは・・・  
・談笑・お酌行為（客のそばで談笑の相手となったり、酒などの飲食物を提供）  
・歌唱等（客にはべり、客に対して歌うことを褒めながら勧めたり、一緒に歌ったり拍手するなどの行為）  
・客と密着する行為 ・客と共に遊技、ゲームなどをする行為  
・客の口元まで飲食物を差し出す行為  
等です。

⇒ 罰則 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金・併科

## 午前0時を過ぎて、主として酒類を提供する営業

- バー、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業を深夜（午前0時から午前6時まで）において営もうとする場合は、営業所ごとに公安委員会に届出しなければなりません。（深夜酒類提供飲食店の届出）

⇒ 罰則 50万円以下の罰金

※営業できない地域や細かな規定があります。



## 客にダンス等の遊興をさせ、酒類を提供する営業

- 1 営業所照度10ルクス超で午前0時以降午前6時までの営業

住所地を管轄する公安委員会から**特定遊興飲食店の許可**を受けなければなりません。ただし、横手警察署管内（横手市、東成瀬村）は許可の適用対象外となるため、客にダンス等の遊興をさせる場合は午前0時以降営業できません。（一定の要件に該当するホテル・旅館内は営業できます）

⇒ 罰則 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金・併科

- 2 照度10ルクス超で午前0時前に閉店

風営法の許可や届出を受ける必要はありません。

- 3 照度10ルクス以下で営業

低照度飲食店営業として所在地を管轄する公安委員会から**風俗営業許可**を受けなければなりません。

⇒ 罰則 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金・併科

※営業できない地域や細かな規定があります。

**法を守って適正な営業を行いましょう！**  
**横手警察署生活安全課 ☎32-2250**



# 飲食店営業の決まり事②

## 1 風俗営業許可飲食店の遵守事項・禁止行為(一例)

チェック欄

- 1 午前0時を越えて営業してはいけません。
- ※特例 1/1～1/3、8/13～8/16、12/24～12/31は25時まで  
横手市は「かまぐら初日から最終日の25時まで」も追加される。
- 2 お客へ見やすいように料金を表示(提示)しなければなりません。
- 3 営業所の照度は10ルクスより暗くてはいけません。
- 4 客の求めない飲食物を提供してはいけません。
- 5 18歳未満は入ってはならない旨を店の入口に表示しなければいけません。
- 6 営業所内に見通しを妨げる設備を設置してはいけません。
- 7 風俗営業許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 8 構造や設備を変更するときは承認を受けなければなりません。  
(軽微な変更を除く)
- 9 名義貸し、客引きをしてはいけません。
- 10 18歳未満の者に客の接待をさせてはいけません。  
(午後10時以降は客席に案内するなど客に接する業務もできません)
- 11 従業者名簿等を備え付けなければなりません。(退職者は3年間保管)

## 2 深夜酒類提供飲食店の遵守事項・禁止行為(一例)

チェック欄

- 1 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けてはいけません。
- 2 営業所内の照度は20ルクス以下にしていけません。
- 3 深夜における客引きをしてはいけません。
- 4 従業者名簿等を備え付けなければなりません。(退職者は3年間保管)
- 5 午後10時以降は18歳未満の者に客席に案内するなどの客に接する業務をさせてはいけません。
- 6 午後10時以降午前6時まで18歳未満の者を客として立ち入らせてはいけません。  
(保護者を伴う場合は午前0時前までは立ち入らせることができます)
- 7 午前0時以降、客に遊興させてはいけません。

※ 風俗営業店、深夜酒類提供飲食店ともに従業者名簿に客に接する業務に従事させようとする者については、生年月日等を確認した書類(本籍地都道府県名が記載された住民票記載事項証明書(市役所で発行できます)又はパスポート等の写し)が必要です。  
なお、運転免許証は本籍地の記載がないので使用できません。

法を守って適正な営業を行いましょ！  
横手警察署生活安全課 ☎32-2250

